

諮問庁：警察庁長官

諮問日：平成29年10月27日（平成29年（行情）諮問第416号）

答申日：平成30年1月12日（平成29年度（行情）答申第408号）

事件名：「開示請求人との面談記録 H28年度」の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「開示請求人との面談記録 H28年度」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年7月5日付け平29警察庁甲情公発第111-1号により警察庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

開示請求に係る行政文書を管理している。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求に係る行政文書開示請求について

原処分に係る本件開示請求において、審査請求人は、「開示請求人との面談記録 H28年度」の開示を求めている

2 原処分について

処分庁は、本件開示請求に係る行政文書については、作成又は取得しておらず、保有していないことから、法9条2項の規定に基づき、不開示とする決定を行い、行政文書不開示決定通知書（平成29年7月5日付け平29警察庁甲情公発第111-1号）により、審査請求人に通知した。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、処分庁が本件開示請求に係る行政文書を管理している旨を主張している。

4 原処分の妥当性について

法9条2項の規定により、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書を保有していないときは、不開示決定をすることとされている。

警察庁情報公開室の窓口（以下「窓口」という。）で開示請求人との面

談を担当した職員への聴取及び庁内に保存されている行政文書の検索を行ったところ、平成28年度中の開示請求人との面談記録については、作成又は取得しておらず、保有していないことが判明したことから、法9条2項の規定に基づき、不開示決定をしたものである。

5 結論

以上のとおり、本件開示請求に係る行政文書を保有していないことから不開示とした原処分は、妥当なものである。

よって、諮問庁としては、本件について原処分維持が適当と考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年10月27日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成30年1月10日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、平成28年度の開示請求人との面談記録である。

審査請求人は、本件対象文書を処分庁が管理している旨を主張しており、諮問庁は、本件対象文書を保有していないとしていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 処分庁の開示請求窓口は、警察庁情報公開室となっている。

イ 審査請求人は、平成29年6月6日に、窓口において行政文書開示請求書を提出し、本件対象文書の開示を請求した。

ウ 開示請求書を受理した処分庁の担当者は、同請求書の請求文言に「開示請求人との面談記録」と記載されていることを確認したが、審査請求人は平成28年度に窓口において開示請求を実施していないので、当然に同人の応接記録はないことから、審査請求人に対し「開示請求人」とは誰を指すのかを確認したところ、審査請求人は、窓口において対応した全ての開示請求者を指す旨申し述べた。

そこで、処分庁の担当者は、本件開示請求対象は窓口における全ての開示請求者の応接記録であって、電話での対応の記録は含まないという趣旨でよいのかを確認したところ、審査請求人は、「そのとおりであり、窓口で対応した際の記録が欲しい。」旨を申し述べた。

エ 警察庁において、窓口における対応の記録については、「警察庁情報公開事務取扱要綱の改正について（通達）（警察庁丙総発第45号平成28年4月1日）」において、「第5 開示請求書の受付等」の

「1（3）キ その他」に、「③ 開示請求者との対応については、必要に応じて応接記録を作成する。」と定められている。

オ 上記通達に従い、警察庁では、開示請求者への対応に当たり、窓口でのやり取りの記録が後日文書特定等に必要となることが想定される場合は、担当者が応接記録を作成することとしているが、実際には、担当者が窓口において開示請求者に請求の趣旨及び文書特定に係る確認などをした後、開示請求者は、その場で請求する行政文書の名称等を開示請求書に記載し、又は請求文言の訂正等をする場合が多いことから、応接記録の作成が必要となる事例は少ない。平成28年度には、応接記録の作成が必要となるような開示請求がなく、開示請求者の応接記録は1件も作成していないため、本件対象文書は保有していない。

カ 念のため、本件開示請求を受けて、処分庁において、執務室内の机、書庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、本件対象文書の存在は確認できなかった。また、本件審査請求を受けて同様の探索を行ったが、本件対象文書の存在は確認できなかった。

(2) 諮問庁から「警察庁情報公開事務取扱要綱の改正について（通達）」の提示を受けて確認したところ、その内容は諮問庁の上記（1）エの説明のとおりであり、本件対象文書の存在は確認できなかった旨の諮問庁の上記（1）の説明が不自然、不合理とはいえず、他に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、警察庁において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、警察庁において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久